

京都市市民栄誉賞規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 60 号

京都市市民栄誉賞規則の一部を改正する規則

京都市市民栄誉賞規則の一部を次のように改正する。

第2条中「総合企画局政策調整・広報担当局長」を「総合企画局長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室)